

農協系統金融機関の令和4事業年度における農協法等開示債権等の状況について

(単位: 億円、%)

		令和4事業年度末	令和3事業年度末
農協系統 (586)	総 与 信 額	499,710	552,540
	農協法等開示債権	3,970	4,430
	破産更生等債権	1,240	1,190
	危険債権	2,400	2,880
	三月以上延滞債権	10	10
	貸出条件緩和債権	320	350
	正 常 債 権	495,740	548,110
	農協法等開示債権比率	0.8	0.8
農林中金 (1)	総 与 信 額	173,400	233,820
	農協法等開示債権	800	1,020
	破産更生等債権	40	10
	危険債権	590	820
	三月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	170	200
	正 常 債 権	172,600	232,800
	農協法等開示債権比率	0.5	0.4
信 連 (32)	総 与 信 額	88,440	87,390
	農協法等開示債権	720	810
	破産更生等債権	130	30
	危険債権	560	750
	三月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	30	30
	正 常 債 権	87,720	86,580
	農協法等開示債権比率	0.8	0.9
農 協 (553)	総 与 信 額	237,880	231,330
	農協法等開示債権	2,450	2,590
	破産更生等債権	1,070	1,150
	危険債権	1,250	1,310
	三月以上延滞債権	10	10
	貸出条件緩和債権	120	120
	正 常 債 権	235,420	228,730
	農協法等開示債権比率	1.0	1.1

資料: 農林水産省調べ。

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く)。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く)。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4に掲げる債権以外のものに区分される債権。
6. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。
7. ()内は、令和4事業年度末時点での対象機関数。

○ 農協系統金融機関の農協法等開示債権等の状況(令和4事業年度末時点)

(参考)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	農協法等開示債権					正常 債権 (億円)	農協法等 開示債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	三月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
農協系統合計	586 (597)	499,710 (552,540)	3,970 (4,430)	1,240 (1,190)	2,400 (2,880)	10 (10)	320 (350)	495,740 (548,110)	0.8 (0.8)	2,850 (3,310)	1,640 (1,990)
農 林 中 金	1 (1)	173,400 (233,820)	800 (1,020)	40 (10)	590 (820)	0 (0)	170 (200)	172,600 (232,800)	0.5 (0.4)	1,220 (1,470)	530 (720)
信 連	32 (32)	88,440 (87,390)	720 (810)	130 (30)	560 (750)	0 (0)	30 (30)	87,720 (86,580)	0.8 (0.9)	650 (730)	370 (430)
農 協	553 (564)	237,880 (231,330)	2,450 (2,590)	1,070 (1,150)	1,250 (1,310)	10 (10)	120 (120)	235,420 (228,730)	1.0 (1.1)	980 (1,110)	740 (850)

(参考) 全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権等の状況(令和4事業年度末時点)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	金融再生法開示債権				正常 債権 (億円)	不良債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	要管理債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
全国銀行	109 (109)	7,130,070 (6,724,400)	87,800 (88,920)	11,590 (11,860)	54,970 (57,060)	21,240 (20,000)	7,042,270 (6,635,480)	1.2 (1.3)	41,820 (44,740)	20,570 (24,110)
信金・信組	401 (401)	1,076,210 (1,045,190)	37,590 (36,730)	7,220 (7,220)	27,000 (26,340)	3,370 (3,170)	1,038,570 (1,008,410)	3.5 (3.5)		

資料：農協系統金融機関は農林水産省調べ、それ以外は金融庁調べ。

(注1) 金融庁は、全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権を公表しており、その中では、農協系統金融機関における「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に相当するものが、「要管理債権」として開示されている。

(注2) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。

(注3) () 下段は、令和3事業年度末時点の金額等